

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事 件 名	報 酬 額	備 考
建設業 許可申請 新規 (法人・知事・一般の場合)	165,000円～	別途、都道府県に支払う手数料(90,000円)が必要です。
建設業 許可申請 更新 (法人・知事・一般の場合)	82,500円～	別途、都道府県に支払う手数料(50,000円)が必要です。
建設業 決算変更届出 (事業年度終了)	38,500円～	
株式会社 設立書類作成 (電子定款：印紙代4万円が不要)	99,000円～	別途、定款認証費用(約52,000円)、登録免許税(最低150,000円)が必要です。
合同会社 設立書類作成 (電子定款：印紙代4万円が不要)	77,000円～	別途、登録免許税(最低60,000円)が必要です。合同会社は定款認証が不要です。
一般社団法人 設立書類作成 (電子定款)	121,000円～	別途、定款認証費用(約52,000円)、登録免許税(60,000円)が必要です。
法人顧問契約、法人運営フォロー (各種書類作成・経営法務支援等)	11,000円/月～	個別案件は別途お見積り。月額顧問料の半額相当の報酬額までは追加料金を頂戴しません。
契約書・規約・約款等 作成	33,000円～	内容により金額が変動します。
契約書・規約・約款等 チェック	22,000円～	内容により金額が変動します。
プライバシーポリシー (個人情報保護方針) 作成	16,500円～	内容により金額が変動します。
株主総会・取締役会等 議事録作成	11,000円～	内容により金額が変動します。
在留資格(ビザ) 技術・人文知識・ 国際業務 認定申請/変更申請	132,000円～	変更申請の場合は別途、出入国在留管理局に支払う手数料(4,000円)が必要です。
在留資格(ビザ) 特定技能 認定 申請/変更申請	198,000円～	変更申請の場合は別途、出入国在留管理局に支払う手数料(4,000円)が必要です。
在留期間更新申請	33,000円～	別途、出入国在留管理局に支払う手数料(4,000円)が必要です。
古物商営業許可申請	55,000円～	別途警察に支払う手数料(19,000円)が必要です。
上記以外も対応可能です。		
面談料	5,500円/50分～	初回及び業務受任後は無料。

その他の事項

上記は一例です(消費税10%込)。オーダーメイドな性質上、状況や事情を勘案してお見積ります。

また、ご依頼者様が東京23区にご所在・お住いの場合を想定した額です。

別途、業務の処理に関して生ずる必要経費及び手数料等を申し受けます(公的証明書の手数料等)。

報酬見積もり時点で想定しない事由が発生した場合は、追加の報酬を請求できるものとします。



令和 3 年 4 月 1 日
 東京都行政書士会会員
 ON行政書士事務所
 行政書士
 長江 修

